



つくばみらい市議会議長 高木 寛房 殿

核兵器禁止条約の批准を求める意見書提出を求める請願書

平成30年2月19日

請願者 つくばみらい平和の会

会長 芦田 洋治

住所：つくばみらい市山王新田 120-32

紹介議員 古川 よし枝

1、請願事項

日本政府が核兵器禁止条約の批准を速やかに行うことを求める意見書を提出すること。

2、請願の理由

昨年7月7日、核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、核兵器禁止条約を122カ国の賛成で採択し、人類史上初めて核なき世界への第一歩を踏み出しました。

条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす最も非人間的な兵器であり、国際憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものと断罪し、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に係るあらゆる活動を禁止しています。

また、条約は、広島・長崎の被爆者に言及し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されており、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

昨年のノーベル平和賞は「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。ICANは国際的な団体の連合組織で、一貫して核兵器の非人道的な訴えを続け、条約成立に貢献しました。今や核兵器廃絶の願いは世界の大きな流れとなっています。

しかし、日本政府は核保有国に同調し条約に調印しませんでした。本来なら広島と長崎への原爆投下にみられる核の惨禍の体験から、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。私たちは、日本政府が速やかに核兵器禁止条約を批准することを強く求めるものです。

つくばみらい市は、2006年に非核平和都市宣言を内外に表明しています。また、毎年行われている原水爆禁止国民平和行進へのご協力と各種の平和行政の取り組みを実施しています。

従いまして、つくばみらい市が、政府に「核兵器禁止条約の早期批准を求める」ことは、これまでの平和行政の延長線上の、至極当然の行為と思えます。

以上、地方自治法第99条に基づいて政府に対し「意見書」を提出して頂くよう請願いたします。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書(案)

昨年7月7日、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で122カ国の賛成により採択されました。

核兵器禁止条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす最も非人間的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものと断罪しました。核兵器の残虐性、非人道性を、長年発信してきた広島・長崎の被爆者の活動が、多くの政府の代表者を動かし、人類史上初めての核兵器禁止条約の採択に結実しました。

条約が、被爆者とともに核兵器廃絶へ進む意思と力を示し、国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立したことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も政治的・道義的な拘束を受けることになります。

唯一の被爆国である日本政府が、交渉にさえ参加しない態度を取り続けたことは、核兵器禁止条約締結のため努力する国々や被爆者に大きな失望を与えています。日本政府は、人類と核兵器は共存できない、生きているうちに核兵器の廃絶を、という被爆者の訴えに応え、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くすべきです。

よって、国及び政府においては、速やかに核兵器禁止条約に調印し、国会での批准を経て、条約に正式に参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

外務大臣

河野太郎 殿

平成30年3月 日

つくばみらい市議会